○環境省告示第百七十二号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十条第一項及び第二項の規定に基づき特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施するため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月二十八日

環境大臣　石原　伸晃

一　土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地及び土地等並びに土壌等の除染等の措置の内容

所在地	土地等	土壌等の除染等の措置の内容
福島県双葉郡**楢**葉町大字下繁岡字植松一―九	宅地	屋根　堆積物の除去及び拭き取り 外壁　拭き取り 雨どい（軒どい）　堆積物の除去及び拭き取り 雨どい（竪どい）　高圧水洗浄 庭等（未舗装面の土壌）　堆積物の除去、除草、芝刈り並びにホットスポットの表土の除去及び被覆 庭等（未舗装面の芝地）　堆積物の除去、除草、芝刈り及び芝の深刈り
福島県双葉郡**楢**葉町大字下繁岡字植松十四	山林	堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県双葉郡**楢**葉町大字下繁岡字野中沢四―五十五	山林	堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県双葉郡**楢**葉町大字下繁岡字小田林三十一	山林	堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県双葉郡**楢**葉町大字下繁岡字一丁坪三十九―二	山林	堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県双葉郡**楢**葉町大字下繁岡字一丁坪三十九―四	山林	堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県双葉郡**楢**葉町大字下繁岡字一丁坪三十九―十	山林	堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県双葉郡**楢**葉町大字下繁岡字篠柄十六―十三	山林	堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県双葉郡**楢**葉町大字下繁岡字篠柄十七―一	山林	堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県双葉郡**楢**葉町大字下繁岡字林東三十一―一	山林	堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県双葉郡**楢**葉町大字上繁岡字中平百四十七	畑	除草、反転耕及び地力回復措置
福島県双葉郡**楢**葉町大字上繁岡字中平百九十五―四	畑	除草、反転耕及び地力回復措置
福島県双葉郡**楢**葉町大字上繁岡字中原七十六―二	田	除草、反転耕及び地力回復措置
福島県双葉郡**楢**葉町大字上繁岡字中原七十七―一	田	除草、反転耕及び地力回復措置
福島県双葉郡**楢**葉町大字上繁岡字山神百二十九―三	畑	除草、反転耕及び地力回復措置
福島県双葉郡**楢**葉町大字上繁岡字才連十九―三	宅地	屋根　堆積物の除去及び拭き取り 外壁　拭き取り 雨どい（軒どい）　堆積物の除去及び拭き取り 雨どい（竪どい）　高圧水洗浄 庭等（未舗装面の土壌）　堆積物の除去、除草、芝刈り並びにホットスポットの表土の除去及び被覆 庭等（未舗装面の芝地）　堆積物の除去、除草、芝刈り及び芝の深刈り
福島県双葉郡**楢**葉町大字上繁岡字才連十九―六	畑	除草、反転耕及び地力回復措置
福島県双葉郡**楢**葉町大字上繁岡字才連十九―九	山林	堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県双葉郡**楢**葉町大字上繁岡字才連二十四―八	山林	堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県双葉郡**楢**葉町大字上繁岡字才連二十八―三	原野	刈払い
福島県双葉郡**楢**葉町大字上繁岡字才連三十五―一	田	除草、反転耕及び地力回復措置